

平成十九年十一月二十二日受領
答弁 第二一四号

内閣衆質一六八第二一四号

平成十九年十一月二十二日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出我が国の海上自衛隊による補給活動の詳細に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「我が国の商社二社」の名称については、これが公になることにより、当該商社の正当な利益等を害するおそれがあること等から、お答えを差し控えたい。

海上自衛隊横須賀地方総監部が行った一般活動用を含む艦船用燃料の調達において、競争入札により契約を結んだ企業は、旭日通産株式会社、カメイ株式会社、中川物産株式会社、湘南菱油株式会社、ペトロルブ・インターナショナル株式会社、全国漁業協同組合連合会、サカエ株式会社、伊藤忠商事株式会社及び大東通商株式会社である。

二について

お尋ねの「我が国の商社二社」との燃料調達の契約においては、燃料の量の単位についてキロリットルを用いているところ、平成十三年度から平成十九年度までの調達量を調達量で除して得た単価は、一キロリットル当たり約四万八千円であり、これを一ガロン当たりの単価に換算すると、約百八十円である。なお、右調達額のうち、平成十九年度の調達額については、現時点では精算未了のための概算額が含まれて

いる。

三について

国内で搭載する艦船用燃料及び艦艇搭載ヘリコプター用燃料の調達の契約においては、燃料の量の単位についてはキロリットルを用いているところ、艦船用燃料について平成十三年度から平成十九年度までの調達額を調達量で除して得た単価は、一キロリットル当たり約四万五千円であり、これを一ガロン当たりの単価に換算すると、約百七十円である。また、艦艇搭載ヘリコプター用燃料について平成十三年度から平成十九年度までの調達額を調達量で除して得た単価は、一キロリットル当たり単価は約六万円であり、一ガロン当たりの単価は、約二百三十円である。

四について

お尋ねの業者の名称については、これが公になることにより、当該業者の正当な利益等を害するおそれがあること等から、お答えを差し控えたい。

五について

先の答弁書（平成十九年十一月十三日内閣衆質一六八第一八三号。以下「前回答弁書」という。）八に

ついてでお答えしたとおりである。

六について

平成十三年度から平成十九年度までの水の調達額を調達量で除して得た単価は、一トン当たり約千円である。

七について

お尋ねの調達先企業の名称や当該企業の名称が特定される可能性がある情報については、これが公になることにより、当該企業の正当な利益等を害するおそれがあること等から、お答えを差し控えたい。

八について

お尋ねの調査においては、艦船用燃料の現地調達について、調達先企業による現地での所要量の確保及び品質の確実な維持、また、部隊運用との接続性及び即応性の確保等の観点から、確実な供給能力の有無を調査し、判断したものである。

九について

お尋ねの調達先企業の名称については、これが公になることにより、当該企業の正当な利益等を害する

おそれがあること等から、お答えを差し控えたい。

十について

防衛省として、燃料の供給能力を安定的に確保するためには複数の供給元を確保する必要がある、他方、二社のみが現地での確実な供給能力があると判断され、当該二社と同時に契約を結ぶ必要があったこと、また、契約の条件となる納入する場所についてこれを秘密とする必要があったことを考慮し、関係法令に従って、随意契約としたところである。

十一について

防衛省として、水の調達先の現地業者については、これまでの当該寄港地における調達の実績や現地業者に関する情報を考慮し、関係法令に従って、随意契約としたところである。

十二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、前回答弁書八についてでお答えしたとおりである。